

第2回 生駒市環境審議会ごみ減量化専門部会 議事録

【日 時】平成21年9月28日(月) 午前10時～12時10分

【場 所】生駒市役所 403・404会議室

【出席委員】森住部会長、藤堂部会長代理、中西委員、田村委員、高木委員、大内委員、谷川委員、小林委員

【欠席委員】なし

【事務局】清家生活環境部長、山本環境事業課長、中谷環境事業課長補佐、吉岡事業係長、西田管理係長
㈱地域計画建築研究所小泉部長、長澤研究員

【配付資料】

平成21年度第2回生駒市環境審議会ごみ減量化専門部会会議次第

資料1 家庭系ごみ中のプラスチック類の排出実態と容器包装リサイクル法の仕組み

資料2 プラスチック製容器包装の全国的な導入状況

資料3 新たな分別収集導入に関する検討事項

資料3-1 県内及び生駒市周辺の都市における家庭ごみの分別排出状況

資料3-2 プラスチック製容器包装収集実績(モデル事業分)

資料3-3 プラスチック製容器包装モデル収集に関するアンケート比較表

1 開会(事務局)

- ・開会宣言
- ・資料確認
- ・傍聴者確認

2 議事録への署名について

事務局：議事録は調整中。委員の氏名は記載したほうがいいか、単に「委員」として発言者名をふせる形にしたほうがいいか、ご意見をいただきたい。

藤堂委員ほか：私は氏名を記載してもよいが、他の委員で嫌と言われる人がいるなら、無記名でよい。

森住部会長：批判派の人が読まれて、個人的な対応をされることが稀にある。それを避けるために無記名を希望される場合がある。ただ、委員は自分の発言に責任を持つべきであり、この部会は公開でもある。原則は記名がよいと私は考えている。

一同：記名を了承。

森住部会長：では、記名することにしたい。各委員は自分の発言を確認しておくようにすること。その後、議事録署名委員が署名する。

事務局：第1回議事録の署名委員は中西委員、田村委員である。後日、署名をしていただくようにする。今回の署名委員は順番により、藤堂委員、高木委員にお願いしたい。

3 案件

(1) プラスチック類の排出形態と容器包装リサイクル法の仕組みについて

○資料1 家庭系ごみ中のプラスチック類の排出実態と容器包装リサイクル法の仕組み
(コンサルタント)

森住部会長：ご意見・ご質問をどうぞ。

藤堂委員：p 1の表1について。「缶重量比」とあるが、「缶」の字が違うのではないか。

コンサルタント：「缶」ではなく「乾」である。訂正をお願いします。

藤堂委員：市町村の分別収集・選別保管費用が3,000～4,000億円ということであったが、これは日本の全市町村が行った場合の費用なのか、現在、分別を実施している市町村の費用なのか、教えてほしい。

コンサルタント：分別収集を実施している市町村の費用である。4,000億円を分別実施の市町村数1,401で割ると、だいたい1市町村あたり2.7億円となる。

事務局：生駒市では1億2,000万円と試算している。内訳は収集運搬が7,000万円、処理費が5,000万円である。

小林委員：「特定事業者」とは何か教えてほしい。スーパーも入っているのか。

コンサルタント：容器包装を作るメーカーと、その容器包装を利用する事業者、例えばボトラーなどである。スーパーは、p 5の表の「業種区分」のうち、「容器」の「小売業」と、一番下の「包装」に該当する。

森住部会長：p 1のデータに関して。生駒市ではこのような調査は行っていないのか。

事務局：ここまで細かい調査は行っていない。

森住部会長：生駒市でも独自の調査を行ったほうがいいのか、京都市のデータを引用するだけで十分であるのか、考えを聞きたい。

コンサルタント：高い精度を求めなくてよいのなら、京都市のデータを用いることでよいと思われる。

森住部会長：では、このデータを用いることにしたい。寝屋川市の分別協力率は60%と記載されているが、どのようにして値を求めたのか。

コンサルタント：寝屋川市で、分別せず可燃ごみに入っているプラスチック製容器包装の重量と、プラスチック製容器包装の分別収集の重量の調査を行った。両方を足せば家庭から排出されるプラスチック製容器包装の総重量がわかる。分別収集重量／総重量で算出した。戸数を調査したものではない。

森住部会長：この数字は平均的と言えるのか。どの市町村もこのようなものなのか。

コンサルタント：6割という数字は高いほうと言える。京都市では3～4割である。

森住部会長：大阪市も低いと聞いている。

コンサルタント：大阪市も3～4割である。高いのは寝屋川市、枚方市などである。

森住部会長：高くて6割ということである。4割の人は分別に無頓着に出しているということである。

小林委員：この60%にはペットボトルも入っているのか。

コンサルタント：ペットボトルは入っていない。

森住部会長：ペットボトルだけで協力率を計算できるのか。

コンサルタント：できる。ペットボトルはもっと高いと見られる。

森住部会長：次回、報告してほしい。

コンサルタント：ペットボトルは8割を超えている。

森住部会長：店頭回収をしているから協力率が高いと言えるのか。

コンサルタント：それもある。分けやすいという面もある。プラスチック製容器包装は何が該当す

るのか分かりにくい面がある。

中西委員：表1について。事業系の廃プラスチックは産業廃棄物ではないのか。この表にある「プラスチック類」とは「併せ産廃」と考えてよいのか。

コンサルタント：どの市町村でもそうだと思うのだが、事業系一般廃棄物は小売店・飲食店などが対象であり、こうした小さな事業所からのごみにプラスチック類が混入するのは止むを得ないという考えであり、「併せ産廃」という定義には当てはまらない。

森住部会長：法律的に厳密に解釈すると、事業系のプラスチックは全て産業廃棄物となる。名古屋市は厳密に解釈し、事業所から排出されるプラスチック類について行政は受け入れないという方針を徹底した。市町村の裁量でできる。

事務局：生駒市はどのようにしているのか。「併せ産廃」という定義はしていない。

大内委員：プラスチック類が産業廃棄物に該当するとなると、どうなるのか。

中西委員：産業廃棄物と一般廃棄物という概念がある。家庭から排出されるのは一般廃棄物、事業所から排出されるのは産業廃棄物と、完全に区分されているとわかりやすいが、そうはなっていない。事務所からの紙ごみは一般廃棄物である。ややこしいのは、ごみの種類によって指定業種制というものが敷かれており、例えば出版業界が出す紙ごみは産業廃棄物となる。本来、事業活動から出されるごみを税金で処理するのはおかしい。産業廃棄物は自己処理が原則である。ただ、中小企業は全て自力で処理するのは難しい面がある。そのため指定をして、こういうものは、本来は産業廃棄物であるが一般廃棄物と併せて処理をしてもよいということになっている。もちろん、行政に処理費を支払うが、それは税金を全く使わない金額であるとはいえない。本来、自分で処理をしないといけないごみを行政の施設で処理することが例外的に許されると言える。この資料の「プラスチック類」はその例外に該当するのかどうかを質問したかった。

森住部会長：この問題は複雑でややこしい。小さな商店は家庭ごみと一緒に出せば無料になる。これがかなり多い。豊中市はこの是正に力を入れ、家庭ごみと事業系ごみを分けるように訴えた。数ヶ月は見張り番を立てた。分けるようになった事業所も出てきたが、圧倒的多数はまだ家庭ごみに入れている。生駒市でもそういう状況ではないか。

事務局：各ステーションには事業系ごみを出さないように訴えているが、住宅兼用店舗などで一緒に出していればまずわからない。

森住部会長：p 5、材料リサイクルは半分しかリサイクルされないという記述について。

平成20年度より残渣の単純焼却は認められなくなった。固形燃料、セメント燃料などに活用されている。セメント燃料の場合、セメント会社がお金をもらって使っている。これを行うことによってCO2はどの程度減るのかデータは出るのか。

コンサルタント：出せる。

森住部会長：次回、提出してほしい。プラスチック製容器包装リサイクルが本当にCO2を減らしているのかについて、市民に示す必要がある。燃やしたほうがよいという立場の人もいる。確実にCO2を減らしているという裏づけがあれば、私たちも自信をもって勧めることができる。生駒市の場合はどうなのかを数字として出してほしい。

(2) プラスチック製容器包装の全国的な導入状況について

○資料2 プラスチック製容器包装の全国的な導入状況（事務局）

森住部会長：ご意見・ご質問をどうぞ。

中西委員：容器包装に関しては名古屋市が有名である。私は平成14～15年に名古屋市に調査に行った際、分別のための資料をもらった。非常に細かい。生駒市の場合は何をどれだけ分別するのか、市民の皆さんが考えなくてはならない。細かい分別は市民の負担になる面もある。この名古屋市の資料を参考にしてほしい。

p 3の(7)について。市民啓発の内容が記載されているが、これにかかった費用はわからないか。何をするにしても費用対効果を考える必要がある。

森住部会長：費用面の分析は非常に重要である。

中西委員：p 6の②について。「プラ製容器包装の収集費用増分と可燃（不燃）ごみの減量による収集費用の削減分とを相殺した」とあるが、どういう方法で実現したのか。ごみ有料化との組み合わせで実現できたのか、単にこれまで可燃ごみに入っていたプラスチック製容器包装を分別するだけで実現できたのか。今回の検討についても、ごみ減量が最大の目標となる。追跡調査ができるようなら、行ってほしい。

事務局：追跡調査はできていない。ご指摘の点について調べたい。

森住部会長：今後、非常に重要な論点になると考えられる。調査をお願いしたい。

藤堂委員：「指定法人ルート」とは何か。もう1つの質問は、洗っても汚れがとれないもの、小さなものは除外するという回答があったが、前者はリサイクルできないという理由があると思われるが、後者を除去する理由は何か。

コンサルタント：企業から費用を徴収する「容器包装リサイクル協会」へ引き渡すルートのことである。独自ルートとは、自治体が民間の業者に直接引き渡すルートのことである。

森住部会長：独自ルートの場合、行政から業者へ費用を支払うのか。

コンサルタント：おそらく、支払っていると考えられる。選別が不十分でも引き取ってもらえるというメリットがある。

中西委員：行政がお金をもらって売却する場合もあるのではないか。帝人がペットボトルからのペットボトル製造を実現したが、容器包装リサイクル協会からの入札がゼロになったという新聞記事を見た。ペットボトルが中国へ流れてしまい、協会のほうへ流れなくなったという事情がある。ここに容器包装リサイクル法の問題点がある。お金になるものは海外に流れ、協会にはお金にならないものばかり残る。独自ルートでは行政がお金をもらっていないと、そこに出す意味がないのではないか。独自ルートに流れるのは2種類あるといえるのではないか。

コンサルタント：確かに2種類ある。びん・缶は売れるため収入がある。ただ、プラスチック製容器包装は難しいと見られる。

中西委員：ペットボトルを除くプラスチック製容器包装については、有償売却は確かに難しいかも知れない。

コンサルタント：小さいプラスチック製容器包装を除外する件については、次回に北河内リサイクル施設に行かれたらわかるが、圧縮した後、ワイヤで梱包した時に、小さいものはこぼれ落ちてしまう。床が汚れてしまうため、自治体としてはあまり入れてほしくないという事情がある。

事務局：また、プラスチック以外の小さなものを入れられると除去できないという問題もある。

藤堂委員：先ほど紹介された他の自治体のパンフレットに、この程度洗えば大丈夫という解説があった。モデル分別実施の時に、私が受けた説明では、もっときれいにしないといけないという印象だった。パンフレットの写真では、ずいぶん汚れが残っている気がする。

事務局：汚れが多少残っていてもリサイクルはできるが、臭いの問題、きれいな容器包装への汚れ付着という問題があり、できるだけきれいにしてほしいということになったのだと考える。

藤堂委員：汚れが残っていると、収集までにカラスや猫の被害にあう可能性もある。

大内委員：あまり厳しくすると分別しなくなる人が出てくることに配慮したと考えられるのか。

田村委員：どのような処理をするかによる。セメント原料として用いるなら多少汚れが残っていても大丈夫である。何かの製品にリサイクルするなら、きれいな状態でなければならぬ場合が多いと見られる。

事務局：洗浄した汚水が下水に流れていけばいいが、河川に流れていたら困る。下水普及率も考慮に入れないといけない。生駒市としてはどうするのが適切かを考えなくてはならない。

森住部会長：容器包装を受け入れる先は、どの程度までの汚れなら許容するのか。

コンサルタント：受け入れる業者はたいてい、細かく砕いてもう一度洗浄する。従って、多少の汚れが残っていても大丈夫である。ただ、汚れがひどいと洗浄コストが上がるため、なるべくきれいにしてほしいと言う。

中西委員：技術の進歩も関係するだろう。今は少しの汚れなら許容されるのが、もっと汚れていても大丈夫になる可能性はある。

森住部会長：水処理のコストの問題と言える。例えば、マヨネーズがたくさん残っている状態なら、かなりのコストがかかると見られる。

コンサルタント：集めたプラスチック製容器包装は、容器包装リサイクル協会の入札となるため、きれいな状態なら安い価格、汚い状態なら高い価格がつく。

藤堂委員：生駒市の資料ではマヨネーズの容器は燃えるごみに出すことになっている。

森住部会長：その辺は私たちが議論し、生駒市にふさわしいやり方にすればよい。コンサルタントに質問したい。容器包装の汚れを洗った際、水質への負荷についてはデータがあるのか。

コンサルタント：調べて次回に報告する。

小林委員：先日の学習会で、集めたものを何にリサイクルするかは選べないと聞いた。p 7の表15では、材料リサイクルにしている等、回答されている。どういうことか。

事務局：結果として、後からわかる。

小林委員：何にリサイクルするかという方法を自治体は選べないのか。

事務局：入札になっているため選べない。

中西委員：自治体が集めた容器包装そのものが容器包装リサイクル協会に行くのではなく、入札した業者が自治体の施設に引き取りに来る。その際、何に使うのかを聞けば用途がわかる。

田村委員：確認したい。表13では、収集後のプラスチック製容器包装の搬入先として「市又は一部事務組合の施設」と「民間施設」が同程度の回答数になっている。この人口規模の自治体では、費用的に同じくらいのため、両方の可能性があると言えるのか。

コンサルタント：民間施設は大都市周辺にはあるが、他の地域ではさほどない。近くに民間施設がない自治体は、自分でやるしかないというのが実情である。

田村委員：生駒市周辺ではないのか。

事務局：市内にはない。

田村委員：近隣の市町村と協力して、民間業者を育てるという可能性はないのか。

事務局：広域化の取り組みはあまり進んでいない。

コンサルタント：神戸市は業者を公募した。大量に集まる大都市ならこういうことができるが、生駒市の場合は難しいと思われる。

事務局：広域連携により施設を設置できれば理想であるが、現在はそういう方向にはなっていない。

森住部会長：この論点は重要である。調べれば生駒市でも可能かも知れない。東大阪市は八幡市の民間業者に選別業務を委託している。2万1,000円／トンぐらいで引き受けてくれる。こんな安い費用で引き受けられるのはなぜかと思い、見学に行ったことがある。その業者は紙類を主に扱っている。どんな物も選別工程にかける。ベルトコンベアで流し、異物を手で取り除く。プラスチックも同じ原理で選別できる。この設備を利用すれば新たな設備投資は不要である。引き受け可能な民間業者はまだあるかも知れない。ベルトコンベアさえあればできる。業者にとっては、物が安定的に入ってくるかが問題となる。毎年の入札なら、今年はもらえたが来年はもらえないという事態

が起きる。現に大阪市で起きている。設備投資を伴う場合は、数年間は委託を保証しないと投資を回収できない。契約方法を見直せば可能である。生駒市の業者を育てる、無理なら広域で検討することが必要である。市としては数年間は生駒市で収集する物を引き渡すことを保証することだけでよい。経営は業者の責任である。仕事がほしい業者も多いため、格安で引き受けてくれる可能性がある。寝屋川市の施設建設の際、私はこの点で寝屋川市と論争した。大阪市はプラスチック製容器包装については、民間業者の設備を有効利用し、自前で設備は持たないという基本方針である。リテックという業者が落札したため、大阪市から市外に運搬している。それでも採算が取れる工夫を業者が行っている。安値競争が働き、大阪市では、初めは46,000円／トンだったのが28,000円／トンまで下がった。業者はコストダウンのノウハウを持っている。行政はそれを活用すべきと考える。ただ、たまに悪いことをする人がおり、リテックの社員が捕まった。市民はそれを監視しなくてはならない。

田村委員：大阪市・東大阪市は独自ルートで行っていると理解してよいか。

森住部会長：違う。選別業務を委託している。

小林委員：どんなにきれいに出しても選別業務は要るということか。

森住部会長：要る。ただ、きれいにして出すと、選別業務が省力化でき、人件費等を削減できるため、受注単価を下げるができる。

小林委員：p 4に「プラスチック類として全てを集めて収集後選別する」との回答がある。これはどういうことか。

森住部会長：容器包装のプラスチックに限らず、プラスチックのおもちゃなども含め、「プラスチック類」として全て集める。昨年まで、川西市もこのやり方であった。多額の費用がかかっていた。

事務局：生駒市では、このやり方は考えていない。

中西委員：バケツの例がわかりやすいが、同じプラスチックでも、容器包装のプラスチックになるのか・ならないのかの区別が要る。それが面倒くさいので全て可燃ごみに入れてしまえと考える人が出てくると困るため、プラスチック類は一緒に出してもよいことにしたというのが経緯と見られる。

森住部会長：行政として除去しないといけないのは、汚れたプラスチックと、容器包装リサイクル法対象外のプラスチックである。ただ、除去した物の中にリサイクル可能な物もある。その処理料を支払うので、法対象外の物が入っていても認めてほしいと名古屋市が国に要望を出している。国では、その方向を認める意見がかなりあった。

(3)新たな分別収集導入に関する検討事項について

○資料3 新たな分別収集導入に関する検討事項（事務局）

森住部会長：ご意見・ご質問をどうぞ。思いついたことだけでも構わない。

藤堂委員：自治会でゴミ置き場の管理をして困っているのは、可燃および不燃大型ゴミがステーションに残ることである。今の市の説明では可燃大型ゴミと不燃大型ゴミは収集業者が違うので対応が難しいということであった。マナーが悪くて違う物を出す人もいるが、マットレス・座いすなど可燃部分と不燃部分を分ける必要がある物は、家庭で分けるのは困難なところがある。出されても収集されない場合は、自治会の役員がハサミで切って、可燃部分と不燃部分を分けている。将来、高齢者が増えた時、家庭で分けるのはますます困難になるのではないか。電話リクエスト制にするなら、可燃大型ゴミと不燃大型ゴミを一緒にしてほしい。

事務局：清掃センターで新しい破砕機を建造中である。リレーセンターにあるギロチン型の破砕機はパイプなどには対応していないため分解の必要があるが、新破砕機では一定の物は分解せずに対応できる。詳細は改めて報告する。分解するのは無理との高齢者の声はよく聞いている。ある程度対応していきたいと考えているが、可燃と不燃との区分は存続していきたいと考えている。収集・処理ルートが全く違うからである。

藤堂委員：電話申込の際、可燃か不燃かを自己申告し、業者にルート設定してもらうことが可能であればありがたい。

森住部会長：可燃と不燃はどのような処理になっているのか。

事務局：可燃の日と不燃の日を設定し、ステーションに出してもらっている。座いすの場合、フレームは鉄である。フレームは不燃、他の部分は可燃に、分解して出すようにしている。

森住部会長：そうなっているとは知らなかった。難しいという声が出るのも無理はない。

事務局：リレーセンターに持ち込んだ場合も、原則は排出者で分解してもらうことになっている。

森住部会長：なぜ、このようなやり方になっているのか。

事務局：ギロチン型の破砕機では破砕できないからである。可燃に混じっている不燃物を

破碎できない。

森住部会長：そのまま業者に渡せば費用が高いため、そのようにしているのか。

事務局：可燃は市の焼却施設で焼却している。可燃に混じっている不燃物が問題となる。

森住部会長：その分解を業者に任せられないのか。費用面から難しいということか。

事務局：手間の問題である。

事務局：不燃に混じっている可燃物は、業者が分解後、清掃センターに持ってくる。

森住部会長：現状のやり方を続けるのは適切でないと感じる。他の自治体でこのようなやり方をしている例はあまりないのではないか。

小林委員：他の自治体から引っ越して来た人は、粗大ごみを可燃と不燃に分けることが理解できない。

森住部会長：電話リクエスト制導入と合わせて、この部会で結論を出さないといけないテーマと言えるのか。

事務局：行政サイドの想定は大型の可燃性のごみをリクエスト制にするということであったが、不燃の大型ごみについてもリクエスト制にしたほうが良いという提起であったと受け止める。一度には無理かも知れないが、この委員会において将来的には可燃・不燃の区分をなくして電話リクエスト制にするべきである、という方向の検討もあり得ると考える。

森住部会長：この部会での審議事項に該当するのか。

事務局：現在の想定では、可燃の粗大ごみを電話リクエスト制にしたいということが審議事項である。しかし、ご指摘の点は議論に載せていただいてよい。

事務局：方向性を出していただくのは構わないと思われる。ただ、処理ルートが全く違うため、すぐにできるかどうかは別である。

森住部会長：処理ルートの改善方法も含め、議論すればよいと思う。

事務局：現在想定している可燃性粗大ごみの電話リクエスト制についても、不燃物を分けてほしいという前提になっている。どうしても除去できない物については、むしろ不燃物の収集の日に出すようにしている。可燃については、ギロチンでつぶし、そのま

ま焼却炉に運べる物を想定している。

森住部会長：現在、そのように市民に周知しているのか。

事務局：新しい破砕機を導入するが、破砕後、不燃物を回収できる装置があればいいが、スペースの関係で設置できない。破砕後はそのまま焼却炉に入れることになる。

中西委員：不燃は業者委託するため、可燃物を除去し、清掃センターに持ってきてもらうことが可能になっているということか。

事務局：その通りである。

小林委員：燃えないごみは、不燃の大型ごみに出せることになっている。それも電話リクエスト制にするのか。

藤堂委員：ごみ置き場の管理から言えば、不燃でも可燃でも、収集されない物を出す人がいることが問題である。それが電話リクエスト制になれば、申込の際、ある程度正体を明らかにせざるを得ない。

大内委員：収集されない物を誰が出しているのかが分からないという現状を改められるということか。

藤堂委員：それもあるが、道路沿いに不燃ごみ置き場がある場合、自治会以外の人を通りがかりに捨てていくことも問題である。電話リクエスト制になれば、そのごみ置き場に不燃ごみを置く理由がなくなる。

田村委員：スプリング入りマットレスを捨てる場合、スプリングを除いた部分が電話リクエスト制になるということか。

事務局：それはとてもできないため、マットレスは燃える大型ごみの日にそのまま出すようになっている。ただ、別途処理費を払い、業者へ処理委託している。その処理費は市が負担している。

藤堂委員：不燃ごみは可燃・不燃とも電話リクエスト制にすれば、最も問題解決になると思う。

藤堂委員：一気に行えば不法投棄増加が懸念されるため、移行方法は検討しなくてはならない。

中西委員：有料化しなくても電話リクエスト制にするだけでごみは減るのか。有料化すれば減るのは理解できるが、電話リクエスト制のみで減量効果があるのか。不法投棄増加と関係していないのか。

田村委員：有料化に関する論文によると、電話リクエスト制導入の際、ステーション方式でなく各戸収集方式にすると、自分が出したごみはこれだとはっきりわかるため、それだけで効果があるということである。

中西委員：もしかすると、本来ごみを出してはいけない人の分まで処理していたのかも知れない。

大内委員：私の両親は奈良市に住んでいるが、電話申込は面倒と言っている。

小林委員：電話するぐらいなら自分で車に積んで持っていくという人もいる。自分の都合に合わせて出せるからである。

森住部会長：ステーション方式の場合、事業系の大型ごみが出されていることがかなり多い。業者自身が収集日や場所をわかっているため、業者が出しに来る。東京でもそういうことがあった。

森住部会長：可燃ごみでもある。事業系の可燃ごみを深夜に置きに回る、業者が存在する。
事務局：可燃ごみを2ルートにすると午後の収集が必要となる。ステーション管理上、問題はなにか。

谷川委員：連休明けからリレーセンターに詰めるが、連休でごみ収集が1回なくなったため、ごみ量が非常に多い。通常であれば午前中に搬入を終えていたが、連休明けは午後2時過ぎまで生ごみがどんどん搬入され、マスクをしていてもくらくらするほどである。2ルートにするとどれだけの時間で処理できるのか、現場の人の意見を聞いた上で、シミュレーションをしてほしい。

事務局：収集車を増やせば午前中で完了できるが、増やさなければ午後はずれ込む。そうしたことも検討する必要がある。できるだけ費用をかけず、プラスチック製容器包装分別収集を実現したい。どの当たりが許容範囲なのか、議論していただきたい。

小林委員：プラスチック類が容積比では非常に多い。それが分別されれば、ごみ量はかなり減ると思う。現状の倍の費用がかかるのではなく、1.5倍ぐらいと想定しているのか。今まではパッカー車がいっぱいになり、一度リレーセンターへ持ち帰らなくてはならなかったところを持ち帰らずに、一度にたくさん収集できるようになるという効果を考えられるのか。

小林委員：資料に書いている「やりたいこと」を全て行えば1億2,000万円かかるということか。

事務局：プラスチック製容器包装分別収集のみの費用である。

小林委員：可燃ごみ収集・処理費用が減った分を相殺し、1億2,000万円からもっと減らしたいということか。

事務局：そのようにしたいと考えている。現行の体制のままでは1億2,000万円かかるため、ルート見直し等を行い、費用を圧縮していきたい。

小林委員：電話リクエスト制も含めて考えているのか。

事務局：電話リクエスト制は別である。ルート見直しを主に考えている。

田村委員：京都市でごみ有料化になった際、有料化で徴収したお金を、カラス被害防止のための防鳥ネット購入費に充てられている。ネットによりカラスや猫の被害は非常に改善された。午後の収集分だけでも防鳥ネットを導入したらどうか。

事務局：市から自治会にネットを貸与している。

大内委員：カラスは賢い。ネットをめくる。端に段ボールを置く等の対処をしている。うちの自治会はカラスの害がひどかったので、ごみの下にネットを巻き込むなど行っている。皆がそれを守るようになり、めったに被害に遭わなくなった。最初はいい加減な出し方をして、ネットがかかっていたりしたため被害が大きかったが、自分のごみ当番の時にそれに気付く。掃除がたいへんなこともあり、意識が高まった。

田村委員：それなら収集時間が遅くても大丈夫と言えるか。

大内委員：おそらく大丈夫と思う。早い時間帯でもカラス被害に遭う。時間帯ではなく、被害に遭わないような出し方をしていれば時間が遅くても大丈夫と思われる。当自治会では臭いが気にならない場所にステーションがあるため、時間帯が遅くなっても文句を言う人はいないと思われる。誰かの家の前、交通量が多い場所等にステーションがある場合、苦情が出るかも知れない。また、ネットを片付ける当番があり、勤めに出ている人は夜に片付けている。勤めていない人は朝10時ころには片付けている。

森住部会長：週3回収集が2回になった場合などについて、シミュレーションをしてほしい。その後、アンケートを行う必要があると考えられる。ここで議論して、良かれと

思ったことに反対する人が必ずおり、それが広がることもある。「このようなことを実施した場合、どのような問題が生じますか」等、結論を出す前に市民に聞いたほうがよい。プロセスが大事である。あまり時間がかからないように簡単に聞ける仕組みを作っていただき、絶えず中間報告的なことをしていくことが大事である。この部会はそういう方向で進めていきたい。

小林委員：ステーションの場所を変更することはできるのか。

事務局：できる。自治会単位で住民の同意があれば、自治会長を通じて変更届を出すようになっている。

森住部会長：本日指摘された論点については集中して議論する必要がある。本日は行政の基本方針を伺えた。

(4) 次回の日程について

10月6日に学習会を実施し、北河内4市のプラスチック選別保管施設「かぎぐるま」、その横の再資源化施設を見学する。

次回は10月29日、午前10時より。その次は11月25日の午前中を予定する。専門部会とするか、学習会とするかは状況に応じて判断する。

4 閉会

この議事録が正確であることを証するため、議事録署名人はこれに署名する。

平成22年 月 日

議事録署名人

議事録署名人